

【基本的な学校での生活様式】

- 3密（密閉、密集、密接）を避け、人との間隔を1m以上（できるだけ2m）とする
- 正しくマスクを着用する（活動内容や気温によって臨機応変に対応する）
  - ※鼻マスク、あごマスクは認めない
- 手洗いや手指のアルコール消毒等を丁寧に行う

1 登下校について

- (1) 登校前には、必ず検温等健康観察をして登校する。同居家族に発熱や風邪の症状などの体調不良がみられる場合でも、原則として児童は登校自粛の必要はない。ただし、同居家族に県境をまたいで移動や県外からの来訪者との接触等があったり体調不良がみられる場合、児童を登校させずに、自宅で休養させるなど、適切に判断する。  
 なお、児童本人が体調不良の場合は、自宅での休養を徹底し、速やかに医療機関にて受診をする。
- (2) 登校後は、密にならないようにし、教職員が児童玄関入り口でチェックする。  
 なお、これまでどおり健康観察表は、ランドセルにつるすこととする。
- (3) 登校後は、手洗いや手指のアルコール消毒を行う。（健康観察表をチェックし、児童に発熱の症状等体調不良がみられる場合には、教室には入れず、別室に移動させ、保護者に連絡をする。）
- (4) 登下校時も、マスクの着用を原則とするが、気温等に応じて、人との距離を十分に取るによりマスクをはずして登校することも認める。ただし、その場合には、会話をしない。

2 各教科等の指導における感染対策について

- (1) 座席を1m以上あけて配置する。
- (2) 朝は、教職員が廊下や教室の窓（2方向）を開け、換気をする。エアコン稼働時も常時換気を原則とする。
- (3) 体育の時間など身体を動かす活動等は、教師の指示により、人との距離をとるなどの感染対策を講じた上で、マスクをはずして活動することがある。  
 ※なお、マスクをはずすことを強制するものではない。

(4) 教科活動で当面行わない内容

以下の内容については、感染対策に十分留意した上で行うことがある。

- ①生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク
- ②室内で児童が近距離で行う合唱およびリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ③家庭科における「児童同士が近距離で活動する調理実習」
- ④理科における「児童同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑤体育における「児童が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

3 給食について

- (1) 配膳時、児童はエプロン、三角巾、マスク、手袋を着用する。
- (2) セルフ形式（自分の給食を自分で運ぶ）、食べ終わった児童から食器等をしまう。
- (3) 前を向いて食事（黙食）をし、マスクをはずした状態での会話はしない。
- (4) 食事が終わり次第、マスクを着用する。
- (5) 教員（担任）は、配膳の前後に配膳台をアルコール消毒する。

4 図書館について

- (1) 密になることを避けるなど、感染対策を十分に講じた上で図書館を利用できるようにし、貸出、閲覧は可とする。
- (2) 返却された本は、表紙等の消毒後、数日間（3日間相当）は貸出をしない。

5 休み時間について

- (1) 休み時間もマスクの着用を原則とする。  
 ※熱中症対策も考慮し、外の活動（体育の時間を含む）等は、場合によってマスクをはずしてもよいとするが、その際は、人との距離を十分に保ち、会話はしない。

- (2) 休み時間は、学年ごとの体育館割り当てを解除し、自由に遊ぶことができる。併せて、ボールの貸出も行う。また、アクティブワンも開始する。
- (3) 体育館の使用により、密な状態や接触等が見られる場合には、体育館の使用を見合わせることもある。
- (4) 昼休み等天気のよい日は、グラウンドの使用を認める。
- (5) 活動前後には、手洗いまたは手指のアルコール消毒を行う。

## 6 清掃について

- (1) 清掃中もマスクの着用を原則とする。
- (2) 清掃は、通常どおり毎日実施する。
- (3) 清掃後は、手洗いや手指のアルコール消毒等を丁寧に行う。

## 7 ご家庭へのお願い

- (1) 毎朝、検温と健康観察を確実にお願いします。(引き続き、ご家族の検温等健康観察もお願いします。)
  - ① お子様が体調不良、または、同居家族に県境をまたいでの移動や県外からの来訪者との接触等があったり体調不良がみられる場合は、お子様を登校させずに、自宅で休養させるなど、適切に判断してください。
  - ② お子様が体調不良により、早退することがあっても、兄弟姉妹については、風邪等体調不良でない場合、これまでのように下校をする必要はありません。  
※これまで同様、健康観察表をもとに、教員がお子様の入室可否等を判断します。  
各ご家庭におかれては、登校前に確実に健康観察表をご記入願います。
  - ③ 登校後に発熱などの症状が出た場合は、お子様を別室に移動させ、すぐに連絡を入れますので、お迎えをお願いします。
  - ④ お子様、同居のご家族がPCR検査をお受けになる場合および接触者または濃厚接触者に認定された場合は、第一報として、速やかに本校教頭（86-1119）までご連絡願います。(PCR検査を受けられた場合には、結果が判明次第、陰性および陽性にかかわらず、必ずご連絡をお願いします。)
  - ⑤ お子様に発熱等の症状がある場合には、ためらうことなく、まずは、かかりつけ医や最寄りの医療機関に電話相談してください。つながらない場合は、「受診・相談センター」(20-0795)に相談してください。
- (2) 当面、体操服での登校を原則とします。更衣による密を避けることを目的としますが、体操服は制服に比べ、毎日の洗濯が容易であるということを主な目的としています。なお、着替え等については、各学年だよりでお知らせします。
- (3) 予備のマスク、ハンカチをランドセルに常備するようお願いいたします。  
※マスクを忘れる児童がおります。お忘れの際はマスクをお渡ししていますが、登校前のお声かけにご協力願います。
- (4) 学校以外の場でもマスクの着用を徹底してください。
- (5) 10月1日(金)より清掃を毎日実施するため、下校時刻は通常に戻ります。

## 8 その他

今後の感染状況や国・福井県・福井市の動向等で、随時変更することがありますので、その旨ご了承願います。